

8 .意見聴取検討会運営方針

意見聴取検討会運営方針

(名称)

第1条 本会の名称は「意見聴取検討会」(以下「検討会」という。)という。

(設置)

第2条 検討会は、紀の川流域委員会(以下「委員会」という。)規約第8条に基づき設置する。

(目的)

第3条 検討会は、「関係住民の意見の聴取方法」について基本的な考え方を作成し、これを委員会に提案することを目的とする。

(組織及び運営)

第4条 検討会の構成メンバーは、委員会が委員の中から選出する。

2. 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 検討会が必要と認めた場合、委員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることができる。

(座長)

第5条 検討会には座長を置くこととし、委員長が指名する。

2. 座長は会務を総括し、検討会を代表する。
3. 検討会は座長が召集し、運営は検討会が行う。
4. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

第6条 検討会で議論された内容については、座長が委員会で報告する。

2. 検討会資料は、公開する。
3. 河川管理者は、前項で定めた内容について積極的に情報公開に協力する。

(運営方針の改正)

第7条 本運営方針の改正は、委員会において定める。

(雑則)

第8条 本運営方針に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

(施行期間)

この運営方針は、平成15年 7月28日から施行する。